

富士見町議会行政視察報告書

令和元年11月18日

富士見町議会
議長 矢島 尚 様

総務経済常任委員会
委員長 三井 新 成
社会文教常任委員会
委員長 川合 弘 人

令和元年9月定例議会において決議されました、閉会中の議員派遣の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

テーマ ①生活困窮者支援について
②債権管理条例について

視察先 滋賀県野洲市
実施期間 令和元年10月24日(木)

テーマ①生活困窮者支援について

説明者 野洲市総務部
納税推進課
課長 橋本 すみ江様
他1名

野洲市の歩みと概要

滋賀県野洲市は、平成16年10月1日に旧中主町と野洲町が合併して誕生した。

野洲市は滋賀県南西部に位置し、琵琶湖に接する80.15K²のまちである。現在人口は5万1千人、2万世帯である。高齢化率は25%(2019年4月現在)

平成31年度当初予算は一般、特別合わせて346億円。

ランドマークとしても目立つ三上山(近江富士)を中心に、水源に恵まれ、肥沃な土地を生かして、古代から稲作が盛んで、近代化に向けた農業の振興と利便性の高い交通網整備を背景にして、京阪神都市圏への近接性が高まり、先端技術分野を中心とした企業立地が進んでいる。

① 生活困窮者支援事業

この事業は、相談業務全般を総合的、統一的に対応し、円滑に解決出来るよう関係課、係が一階に配置されており、総合相談窓口と専門相談窓口がある。総合相談窓口は生活困窮者相談、消費生活相談、市民相談を、専門相談窓口は法律相談、税務相談、行政書士相談、行政相談とに分かれている。

スタッフは7名の内、正規相談員は6名、非常勤職員1名、事業費は国庫負担補助を含め2565万円。又、庁舎内にハローワークのブースを設置して、就労支援と生活支援を一体的に提供している。

一人を伸ばせない、救えない制度は制度ではないを合言葉に伸びようとする市民を支え、困難な状況にある市民を支援している。

おせっかいが基本で、どんな相談にでも対応出来るネットワーク作りを常に心掛けている。

平成30年度の生活困窮者支援事業の実績は新規相談受付件数315人、相談支援の延べ件数5752件。相談者の性別は男性135人、女性180人。年齢別では65歳以上69人(21.9%)40歳65人(20.6パーセント)

50歳代62人（19.7%）

高齢者に対する支援の必要性が増加している。

又、関係機関、ハローワーク、弁護士等との連携が多くなっていると同時に、問題解決の実績も上がっている。

これからの課題は職員研修により課題解決の向上が求められている。

②債権者管理条例について

平成26年12月18日条例第25号として成立、施行は平成27年4月1日。

平成25年総務部主導で学校教育課、こども課、住宅課、環境課、下水道課、市民生活相談課が参加して、プロジェクトチームを立ち上げた。

主眼は滞納者（生活困窮者）の生活再建、支援を踏まえた条例を目指した。

“ようこそ滞納いただきました!!”を合言葉に、滞納は生活状況のシグナルと考え、これを手掛かりに援助の開始を検討し、地方自治法施行令にはない徴収停止も行う。

このように生活困窮者支援を積極的におし進め、自立支援へと結びつける事を最終目標としている。

だから、差押による一時的な徴収よりも、生活再建を経て納税していただく方が長期的な納税額が大きいと考えている。

課題とすれば、(イ)情報の取得が難しい、(ロ)税情報の活用が難しいが、情報の共有化でその解決を図っている。

生活困窮者支援と債権者管理条例のまとめ

生活困窮者は生活、暮らしにかかわる複数の課題を抱えている場合が多い。又、近隣社会からも孤立し、解決法もないまま、分からないままその日暮らしに陥っている場合が多い。

それに対し、一寸した手掛かりがあれば行政側から様々の手段を駆使して、援助を必要とする人に接近する。

野洲市の場合“おせっかい行政”と命打って、一人の生活困窮者に総掛かりで必要な援助を開始する。

この温かい行政サービスはこれからの議会活動にも大いに参考にしたい。

報告者 島 正孝